

## 行政手続のデジタル化に向けた押印原則の廃止のための宅地建物取引業法施行規則等の改正について教えてください。

# Q&A

宅地建物取引業の免許申請にあたり行政庁に提出する申請書等については、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、規則）等において定められている様式に押印欄が設けられていました。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、可能な限り人と人との接触を避けるため、テレワークやリモートワークといった働き方が浸透するなどの環境変化が生じる中で、各種手続における押印規制等の見直しの必要性が高まっていました。また、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、行政手続における抜本的な見直しのため、各府省において、恒久的な制度的対応として令和2年内に必要な検討を行い、法令等の改正を行うこととされており、行政庁に提出する申請書等の様式の押印欄についても対応を行うこととなりました。そこで、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）等が制定され、規則等において定められている、国民や事業者から行政庁に提出すべき書類の様式から押印欄を削る等の改正が行われました。

規則のうち、押印欄が削られる様式は、免許申請書（別記様式第1号）、宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（別記様式

第3号の2）、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（別記様式第3号の4）、廃業等届出書（別記様式第3号の5）、登録申請書（別記様式第5号）、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（別記様式第7号）、宅地建物取引士証交付申請書（別記様式第7号の2の2）、宅地建物取引士証書換え交付申請書（別記様式第7号の4）等になります。

なお、宅地建物取引業関係以外の法令に基づく手続につきましても、合わせて押印の見直しを行っており、民間から行政への手続における押印の99.4%が廃止又は廃止の方向となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令は、令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日より施行されております。

なお、当面の期間は、改正前の旧様式を使用することができることとされています。旧様式を使用する場合、新様式において押印が不要とされた様式については押印を省略することができることとなっています。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、行政庁への申請等を行う際、今回の改正を踏まえたご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。

〈文責：益塚真哉〉